

第1章 八王子のより良い環境づくりのために

これまでの環境は、行政主導で公害対策や自然環境対策を行っていましたが、複雑化・地球規模化する環境問題に対応できないことから、平成5年に新たに環境基本法を策定し、併せて自然環境保全法も環境基本法の趣旨に沿って改正されました。

日本の環境政策の根幹を定める基本法となります。

また、循環型社会形成推進基本法及び生物多様性基本法は、この環境基本法の基本理念に基づき制定される下位法として位置付けられる基本法で、循環型社会の形成及び生物多様性に関する個別法に対しては上位法としての位置づけを有しています。

このように環境を取り巻く情勢の変化をしっかりと見据え、本市では、環境の世紀と呼ばれる21世紀初頭、平成13年を「環境元年」と位置づけ「環境基本条例」を制定し、続いて15年度には、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定しました。



環境学習室のある北野あつたかホール

1. 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、環境に関する個別の事項について規制したり支援したりするための条例ではなく、良好な環境を確保し、次の世代に引き継いでゆくための基本となる考え方、市民・事業者と市の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めるための条例です。

(1) 市の役割

- ア. 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ. 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ. 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

(2) 市民・事業者にしていただきたいこと

- ア. 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解する
- イ. 良好な環境とは何かを考える
- ウ. 身近な環境について調べてみる
- エ. 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる



産官学民による協働イベント



市民・事業者の皆さんの活動風景

現代の環境問題を解決するためには、市民・事業者と市が一緒になって、環境を保全し、回復し創造するために取り組まなければなりません。そのための仕組みを明らかにすることがとても重要です。

私たちのまち「八王子」の環境を、私たちの手で守り、取り戻し、育んでゆきましょう。

2. 環境基本計画の特徴

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすもので、環境基本条例に基づき、16年3月に策定しました。

市民・事業者の地域における環境保全活動と、これらを踏まえた市の施策が相まってできた「5つの重点取り組み」を基本とした具体的な行動計画となっていることが大きな特徴です。

より良い環境づくりが進んでいる一方で、みどりを取り巻く環境の変化やごみの発生抑制・資源化の拡大、地球規模での地球温暖化問題など様々な課題が起こっています。この度、計画策定から5年が経過し、21年度が中間見直しの時期になることから、これまでの施策・事業の進捗状況などを踏まえつつ、今後5年間の取り組みを課題に対応したより効果的なものとするため、計画全体の見直しを行いました。ただし、基本理念や望ましい環境像、計画目標年度（25年度）、基本目標、計画の推進体制などの基本事項は変更していません

（1）基本理念

基本理念	一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる
------	--

（2）望ましい環境像

八王子がめざす理想の環境をイメージ

望ましい環境像	未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち
---------	-----------------------------

（3）環境問題に対する確かな対応～5つの重点取り組み～



重点取り組みの4つの選定ポイント

- ポイント1 早急に着手しないと手遅れになるもの（問題が顕在化し至急対策が必要なもの）
- ポイント2 ひとつの取り組みが複数の分野の環境改善に効果があると思われるもの
- ポイント3 すぐには効果が現われないが、さまざまな取り組みの基盤となるようなもので、今着手しておく必要があるもの
- ポイント4 市民・事業者が共通して取り組むべき重要課題であるもの

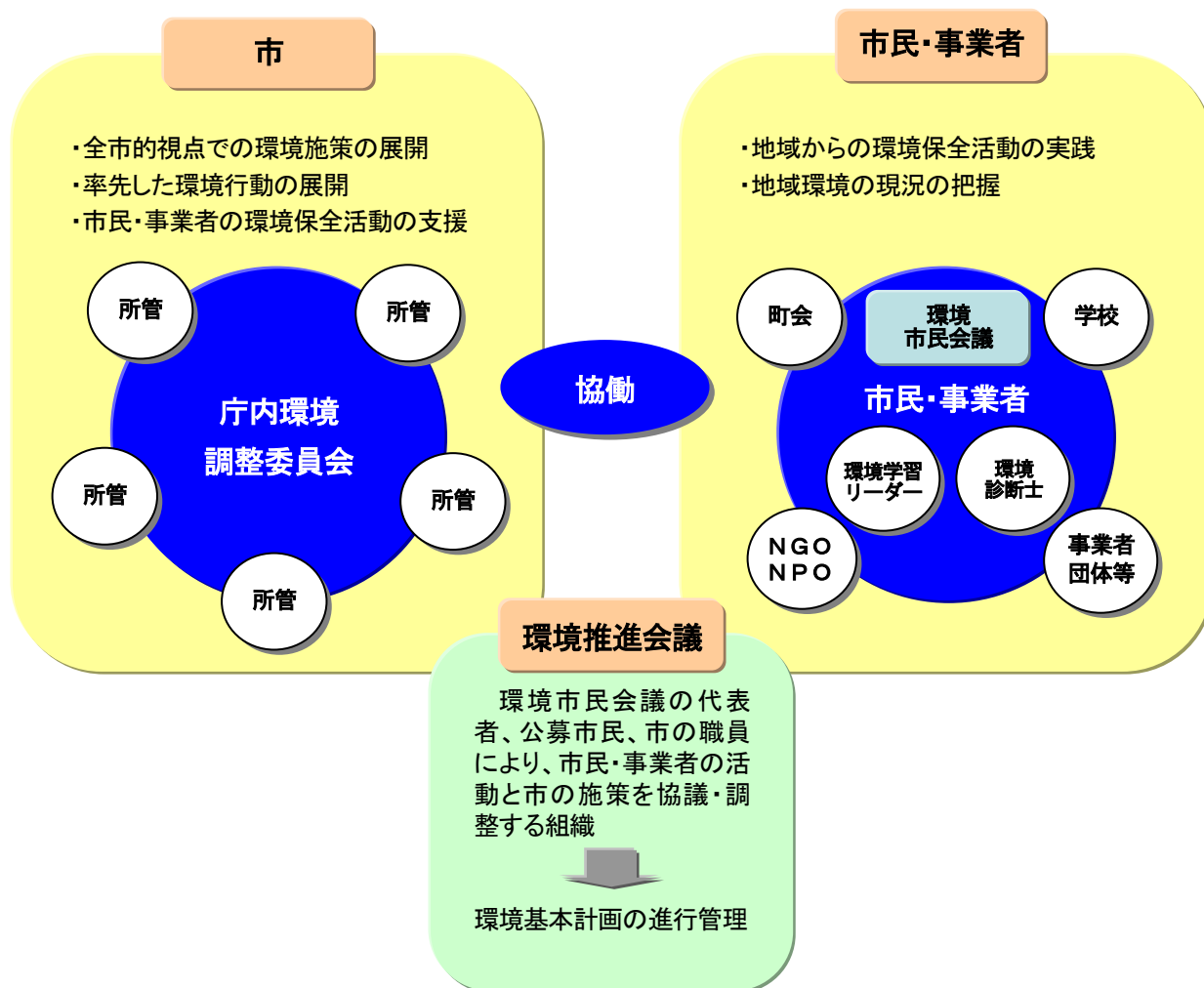
（4）計画の役割

- ・ 環境の保全・回復・創造に関する目標を明らかにする
- ・ 環境の保全・回復・創造に関する市民・事業者、市の取り組みの方向性を明らかにする
- ・ 計画の推進体制と進行管理について明らかにする

(5) 計画の推進体制

市から市民・事業者へ：人材の育成や情報の提供、活動拠点の設置などで支援

市民・事業者から市へ：人材や情報の提供、技術協力や環境行政への参画などで協力



3. 環境保全推進地区と環境市民会議

市民・事業者の皆さんが生活し又は事業活動を行う身近な地域の環境のために自ら活動しやすいよう市域を6つに区分し「環境保全推進地区」を設定しました。その6地区の地区毎に自発的な環境保全活動を展開しているのが「環境市民会議」です。(55ページ参照)

会員はその地区内で生活したり事業を行ったりしている方々で、暮らしやすい環境について話し合ったりその地区の環境が良くなるよう地域の方々と連携し活動を展開したりしています。

また、その地区の良好な環境の確保につながるよう、目標を定めて計画を立案し、主体的に活動するとともに、その活動の結果を評価し、必要に応じて計画を見直したりしています。

この計画は、環境基本計画の地域行動編に掲載されています。

地域のより良い環境を次世代に繋いでいくためにも、環境市民会議に参加又は協力してみませんか。



身近にある樹林地の下草刈り

4 . 環境元年（平成13年）からの八王子市の環境行政のあゆみ

2001年（平成13年）を環境元年と位置づけ、その後市民・事業者・市が協働で様々な環境に関する取り組みを行ってきました。主な内容を年表にまとめてみました。

年	月	八王子市の取り組み	関連ページ
13	12	環境基本条例公布・施行	P 4
14	4	環境審議会発足 環境審議会：環境保全等に関する基本的な事項を調査審議するための市長の 付属機関	—
	7	環境市民会議6地区の設立	P 55
15	3	身近な環境を診断士行動するための指標「ちえっくどう」を作成	P 48
	3	第1期環境学習リーダー及び環境診断士の認定	P 48
16	3	環境基本計画の策定	P 5
	10	ごみの有料化、個別収集・資源物回収拡充	P 22
17	1	環境学習室「エコひろば」開設	P 48
17	3	環境にやさしい八王子市エコアクションプランの策定	P 71
	7	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例制定	P 18
	11	みどりの市民債発行 みどりの市民債：開発の危機などにさらされている緑地を保全するために発行し、市内4ヶ所の緑地の公有化を図った	—
	12	雨水浸透施設への設置補助開始	P 14
18	6	八王子浅川子どもの水辺協議会設立 八王子浅川子どもの水辺協議会：浅川を活用し、地域に根ざした体験活動を通して、環境教育・環境学習の充実を図ることを目的として設立された協議会	—
	12	環境自治体スタンダード「L A S - E」への取り組み開始	P 71
19	1	路上喫煙の防止に関する条例施行	P 45
	3	ごみ処理基本計画策定 ごみ処理基本計画：限りある資源を大切にし、自然界への負荷を低減した、安全で快適に暮らせる「循環型都市八王子」の実現を市民・事業者・市の協働により目指す計画	—
	10	粗大ごみ受付センターの開設 市民の粗大ごみに関する連絡相談窓口を一本化した	—
	10	粗大ごみのポイントシール制の導入	—
20	7	温暖化防止 チャレンジ9000!」実施 温暖化防止 チャレンジ9000!：市の職員により、サミットの期間中の3日間で合計9,000kgのCO ₂ 削減を目標にした取り組み	—
22	3	環境に関する4計画の策定	P 8